

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	放送ネットワーク災害対策促進税制の創設 (国税1)(法人税:義)
2	要望の内容	<p>被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、民間放送事業者等による予備放送設備、災害放送設備等の整備に対して、特別償却の措置を適用する。</p> <p>1 民間放送事業者 (1)対象設備 ① 予備放送設備(予備送信設備、予備電源設備、予備番組送出設備、予備中継回線設備、津波対策等設備及び付帯設備) ② 災害放送設備(緊急地震速報設備、緊急警報放送設備及び付帯設備) ③ 公共情報コモンズ関連設備(サーバ及び付帯設備) (2)措置内容 取得価額の30%の特別償却 (3)新設、拡充、延長の別 新設</p> <p>2 Wi-Fi 利用放送を行う者(CATV事業者、大規模施設管理者等)(当該放送を電気通信事業者が設置する電気通信設備を利用して行う場合における当該電気通信事業者を含む。) ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき放送を行う者に限る。 (1)対象設備 Wi-Fi 利用放送設備(サーバ、Wi-Fi アクセスポイント、非常用電源設備、デジタルサイネージ及び付帯設備) ※ 地方公共団体が策定した計画又は地方公共団体との間で締結した協定に基づき対象者が放送を行うために利用する設備に限る。 (2)措置内容 取得価額の30%の特別償却 (3)新設、拡充、延長の別 新設</p>
3	担当部局	情報流通行政局 地上放送課、地域通信振興課 情報通信国際戦略局 情報通信政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	必要性 等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 放送は、国民が安心・安全で豊かな生活を送る上で必要不可欠な存在であり、東日本大震災においても、特にラジオは、被害情報、避難情報の提供等国民の生命・財産の安全確保に極めて重要な役割を果たした。 一方で、東日本大震災では、テレビ・ラジオの送信所における商用電源の供給停止や設備損壊による放送停波、海岸沿いに立地するAM送信所の津波被害が生じており、予備送信設備や予備電源設備の整備、海岸沿いや河川</p>

			<p>沿いに設置されることが多いAM送信所の津波・洪水対策が課題となっている。</p> <p>加えて、あらゆる情報伝達手段が失われた東日本大震災の経験から、新たな技術を含む多様な手段による情報伝達が求められており、緊急地震速報の高速化、緊急警報放送の一層の普及、自治体が発信する避難指示等の迅速・正確な伝達等についても、災害時の被害軽減に向けた課題となっている。</p> <p>総務省では、本年2月から「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を開催し、こうした課題への対応について検討を重ねてきた。本年7月の取りまとめでは、国として、①予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備、②災害対策としての送信所の整備、③緊急地震速報や緊急警報放送の更なる充実、④公共情報コモンズの活用等を推進すべきとの提言がなされたところである。</p> <p>また、後述《政策目的の根拠》のとおり、防災・減災に向けた取組について閣議決定等がなされている。</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、こうした放送ネットワークの災害対策の強化について、放送事業者の自主的取組に委ねるだけでなく、災害時における情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する公共性・公益性の観点から、国として放送事業者等の取組を加速させる必要がある。</p> <p>加えて、こうした放送ネットワークの災害対策の強化により、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。</p> <p>そこで、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等を行なう放送事業者等に対し、設備の取得に係る税制の特例措置を適用することにより、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、放送を通じた地域経済の活性化も図ることとする。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>① 安倍内閣の基本方針(抄)(平成24年12月26日閣議決定) 老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。</p> <p>② 経済財政諮問会議 経済財政運営と改革の基本方針(平成25年6月14日閣議決定) (3)国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)、防災・減災の取組 政府横断的な国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)への取組を行い、国土強靱化推進に向けた当面の対応で示されたハード・ソフトの連携、重点化・優先順位付けの考え方にに基づき、対応方策を具体化し、その推進を加速する。</p> <p>③ 国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議 国土の強靱化(ナショナル・レジリエンス(防災・減災))の推進に向けたプログラムの対応方針と重点化について(平成25年8月8日国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議決定) 別紙 重点化すべき各プログラムの今後の対応方針 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生」</p>
--	--	--	---

			<p>○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設(ラジオ送信所など)及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>「電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止」</p> <p>○予備電源装置の整備等を含め国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図る。</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>別添1 プログラムの施策及び今後の対応方針</p> <p>1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 (上記のとおり)</p> <p>4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 (上記のとおり)</p> <p>4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>○適切な災害関連情報の収集・提供を行うため、災害関連情報の一元集約・共有や民間プローブ情報の活用等により多様な情報収集手段を確保するとともに、緊急地震速報等による災害放送の迅速・確実な伝達、地域密着型情報ネットワークの構築、ラジオによる自治体情報提供、多様なメディア(防災行政無線、テレビ、ラジオ、携帯電話等)を活用した情報の一括配信、公共情報コモンズの活用、公衆無線 LAN の導入支援等により情報提供手段の多様性を確保する。</p> <p>○国民・企業向け施設及び災害対応機関の情報通信施設・設備等の強化・充実を図るとともに、地域全体の災害対策を着実に推進する。特に、難聴対策・災害対策としてのラジオ送信所の整備、予備電源設備等のバックアップ設備を整備する。</p> <p>④ 産業競争力会議 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ITを活用した民間主導のイノベーションの活性化に向けて、世界最高水準の事業環境を実現するため、今般策定される新たなIT戦略(本年6月14日閣議決定)を精力的に推進</p> <p>⑤ IT総合戦略本部 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定) ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 災害時にすべての国民が正確な災害関連情報を確実かつ多様な伝達手段で入手できるよう、強靱な通信・放送インフラ等を構築 「新たなIT戦略の工程表」 (2) 世界一安全で災害に強い社会の実現 ① 命を守る災害関連情報の提供等、防災・減災体制の構築 【短期(2013年度～2015年度)】 ○防災情報インフラ構築 ・耐災害性の高い強靱な通信・放送ネットワークの構築や災害関連</p>
--	--	--	---

			<p style="text-align: center;">情報の一元的集約・共有機能や多様なメディアへの一括配信機能を持つシステム導入を促進【総務省】</p> <p>⑥ 総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」 「中間取りまとめ」(平成25年7月17日策定・公表) 第4章 提言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、ラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要がある。 ・ ラジオ放送事業者における難聴対策や災害対策としての送信所の整備を推進すべきである。 ・ 災害情報を迅速・確実に伝えるため、緊急地震速報や緊急警報放送への対応のさらなる充実に向けたラジオ放送事業者、テレビ放送事業者における自主的な取組を促すべきである。 ・ ラジオによる自治体情報の提供にあたっては、災害関連の情報をはじめ、地域住民に向けた公共的な情報の伝達に関する共通の情報基盤である「公共情報 commons」を活用していくことが有効であり、こうした取組を一層推進していくことが必要である。 <p>等</p> <p>⑦ 放送施設の安全・信頼性に係る技術基準</p> <p>○放送法施行規則 (予備機器等)</p> <p>第104条 番組送出設備、中継回線設備(送信空中線系及び受信空中線系を除く。)、地球局設備(送信空中線系を除く。)及び放送局の送信設備(送信空中線系を除く。)の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「損壊等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、他に放送を継続する手段がある場合は、この限りでない。</p> <p>(停電対策)</p> <p>第109条 放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。</p> <p>2 前項の規定に基づく自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めなければならない。</p> <p>(屋外設備)</p> <p>第112条 屋外に設置する空中線(給電線を含む。)及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物(次条の建築物を除く。 次項において「屋外設備」という。)は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V.情報通信(ICT政策)</p> <p>2.情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>3.放送分野における利用環境の整備</p>
--	--	--	---

		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 予備送信所の新たな整備箇所数、可搬型予備送信機の新たな配備数等</p> <p>② 予備電源の新たな整備数、可搬型予備電源の新たな配備数等</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施</p> <p>緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムを新たに導入した事業者等数</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本租税特別措置等の達成目標は、このように課題となっている災害対策に係る設備整備の目標であり、その実現は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、ひいては地域情報の充実による地域経済の活性化も図るという政策目的に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(1)民間放送事業者 154社</p> <p>(2)Wi-Fi 利用放送を行う者 103者(CATV事業者:50社、大規模施設管理者:53者)</p>
		② 減収額	▲528 百万円
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策のための予備放送設備、災害放送設備、公共情報コモンズ関連設備の整備等は、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、国民の生命・財産の安全を確保する観点から喫緊の課題である。</p> <p>本租税特別措置等は、投資初年度の法人税負担を軽減することにより投資初年度の設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒して実施させることを通じて、災害時における放送による国民への情報提供を確実なものとし、地域の耐災害性の向上を図るとともに、ひいては地域情報の充実による地域経済の活性化も図るものである。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>(1)放送施設の災害対策の強化</p> <p>① 約3割の放送事業者における予備送信所の整備、極力多くの放送事業者における可搬型予備送信機の配備等。</p> <p>② 予備電源が未整備の中継局約40局のうち、約半数の局における整</p>

			<p>備、極力多くの放送事業者における可搬型予備電源の配備等。</p> <p>(2)災害放送の迅速・正確な実施 緊急地震速報、緊急警報放送、公共情報コモンズ、Wi-Fi 利用放送システムについて、極力多くの放送事業者等における導入。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>本制度が導入されなかった場合、事業者における取り組みが遅れ、首都直下型地震や南海トラフ巨大地震といった大規模災害が想定される中、国民に対し、生命・財産の安全確保に必要な情報が届かず、被害が拡大することが懸念される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～27年度)</p> <p>本件特例措置の創設により、今後大規模災害等が見込まれる中で、放送事業者等において予備放送設備、災害放送設備等への追加投資が促進され、これら設備の整備展開によって、国民の生命・財産の安全確保、国家機能の維持等を担う情報通信基盤の強化が期待される</p> <p>また、放送を通じた地域経済の活性化や地域の耐災害性の向上等が期待できる。</p> <p>さらに、本件特例措置の創設による減税効果により、更なる投資が喚起され、災害対策の早期実現が期待される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送ネットワークの災害対策により、災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報の提供を確実なものとする事は、公共性・公益性の観点から国として取り組むべき課題である。</p> <p>放送事業者等における災害対策の早期対応を促進するためには、早期の設備投資を促進するためのインセンティブを付与するとともに、減税分による更なる追加投資の意欲を喚起する初年度の特別償却の特例措置が政策上有効であり、その恩恵は災害時における国民の生命・財産の安全の確保につながるものであり、妥当性がある。</p> <p>また、本措置の創設により災害対策が早期に実現され、災害等においても国民の生命・財産等の安全のより確実な確保に資することが見込まれるため、必要最小限の措置として、税収減を是認できるものと考えられる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>災害時における国民の生命・財産の安全確保に必要な情報が適切に提供されるよう、災害リスクを考慮した放送設備の災害対策の強化、災害放送の迅速・正確な実施を、制度面での対応、税制上の対応を併せて、総合的に推進するもの。</p> <p>特に、災害対策は、いつ起こるか分からない大規模災害への備えとして推進するものであり、可能な限り早期における対応が求められるところ、本税制措置は、投資初年度の法人税負担を軽減することにより投資初年度の設備投資負担を軽減するものであり、事業者における多額の設備投資を前倒して実施させる効果が期待されることである。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>首都直下型地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害が見込まれる中、放送事業者の設備投資を促進し、災害対策の早期実施を促す本租税特別措置等は、災害時における情報提供を確実なものとし、地域住民の生命・財産の安全確保に直接つながるものであり、各地域において展開される必要がある。</p> <p>また、こうした放送ネットワークの災害対策の強化は、災害時のみならず平時においても、自治体による市政情報や観光情報の発信等、行政、医療、教</p>

			育、産業、観光等の様々な分野で放送による地域密着型のきめ細かな情報発信の活発化がもたらされ、地域住民の生活の利便性の向上、地域経済の活性化に貢献することが期待される。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例 国税3（法人税:義）
2	要望の内容	過疎地域外にある特定の事業用資産を譲渡した場合において、当該事業年度（個人の場合は、当該譲渡の日の属する年の12月31日まで）に過疎地域内にある事業用資産を取得し、かつ、その取得後1年以内に事業の用に供し、又は供する見込みである場合の当該譲渡に係る譲渡益の一部に対する課税の繰延べを認める特例措置の期間の延長。 延長:3年間 繰延べ率:譲渡益の80%
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	昭和45年創設 平成8年度:適用期限の5年延長 平成12年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 平成13年度:適用期限の5年延長 平成18年度:適用期限の5年延長 平成22年度:過疎法の延長 平成23年度:適用期限の3年延長 平成24年度:過疎法の延長
6	適用又は延長期間	3年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和45年以来4次にわたる議員立法により制定された過疎法に基づき、現行法では、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること目的としている。 過疎地域自立促進のための対策目標の一つである、産業を振興し安定的な雇用増大のため、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有しており、その施策の一つとして事業用資産の買換えの場合の課税の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、過疎地域内に引き続き企業を誘致し、所得水準の向上と、雇用の増大を図ることを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 過疎地域自立促進特別措置法第29条 「過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。」</p>

			<p>租税特別措置法第37条第1項の表の第5号、第37条の4、第65条の7第1項の表の第5号、第65条の9、第68条の78、同法施行令第25条第10項第2号、第39条の7第4項第2号</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定) 第2章 強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現 4(1)特色を活かした地域づくり 『過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、航路、航空路等を含めた必要な交通基盤を維持するとともに、民間活力を導入しながら生活支援機能及び定住環境を確保し、集落の活性化を図る。』</p>										
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>										
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により条件の不利な過疎地域に企業誘致等を図り、地域を活性化させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 過疎地域における「雇用増加人数」</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、過疎地域において企業の誘致、施設の増設等を図り、安定的な雇用を増大させ、地域の活性化を図る。</p>										
8	有効性等	① 適用数等	<p>【過去の適用件数(H20~H24)】</p> <table border="0"> <tr><td>平成20年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>1件</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>0件</td></tr> </table>	平成20年度	0件	平成21年度	0件	平成22年度	1件	平成23年度	0件	平成24年度	0件
平成20年度	0件												
平成21年度	0件												
平成22年度	1件												
平成23年度	0件												
平成24年度	0件												
		② 減収額	<table border="0"> <tr><td>平成22年度</td><td>0.1百万円</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>0百万円</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>0百万円</td></tr> </table>	平成22年度	0.1百万円	平成23年度	0百万円	平成24年度	0百万円				
平成22年度	0.1百万円												
平成23年度	0百万円												
平成24年度	0百万円												

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:H20~H24) 本特例措置は、過疎地域において企業を誘致育成し、産業の振興を図るとともに、雇用の増大を図ることに寄与している。 これまでの実績では、平成22年度1件である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 (分析対象期間:H20~H24) 直接的な目標の効果として、平成22年度から平成24年度までの間では過疎地域における雇用の実績はない。</p> <p>しかし、地方公共団体に聞き取り調査したところ、たとえば、巨大地震の発生が懸念される中、過疎地域外の海岸部の施設を過疎地域内の中山間地域へ移転する計画もあり、また、自然エネルギー等の関連企業が進出するケースも出てくる見通しであり、今後、本制度の活用が期待できる。</p> <p>なお、所期の目標の達成状況については、「過疎地域の人口を2015年の将来推計人口以上にすること」を目標としていたため、現時点では結果が出ていない。</p> <p>過疎地域の現状をみると、引き続き人口減少と著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、引き続き就業機会の拡大に寄与する当該措置の延長が必要である。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 (分析対象期間:H20~H24) 過疎地域に置かれた厳しい条件のもとで民間企業の立地を過疎地域に誘導するためには、過疎地域に進出する企業に対する税制上の特例措置を講じることが適切であり、延長されない場合、企業が進出候補地を決定する際の要件を失うこととなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H20~H24) 過疎地域における企業立地等が促進され、過疎地域における就業機会の拡大、施設の増設等が図られ、地域の活性化につながるものである。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、企業誘致を税制面から援助しようとする主旨で過疎法第29条に規定されたものである。この特例措置により初期投資の負担が軽減されるため、企業の進出が促されるものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>補助金等他の政策手段はない。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相	<p>なし</p>

			当性	
10	有識者の見解			なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			平成22年8月

減収見込額積算根拠

(22年度推計)	適用件数	1件
	減収見込み額	0.1百万円

(計算根拠)

○ 減収見込み額 (譲渡価格 \geq 取得価格であるものとし、差益割合を95%として計算。)

$$= (\text{①取得額 (A)} - \text{②圧縮額 (E)}) \times \text{法人税率 (30\%)}$$
$$= (2 \text{百万円} - 1.52 \text{百万円}) \times 0.30$$
$$= 0.144 \text{百万円}$$

① 取得額 (A)

$$= 2 \text{百万円}$$

② 圧縮額 (E)

$$= \text{取得額 (A)} \times \text{差益割合 (95\%)} \times \text{繰延率 (80\%)}$$
$$= 2 \text{百万円} \times 0.95 \times 0.80$$
$$= 1.52 \text{百万円}$$

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>研究開発法人への寄附に係る税制措置 (国税)法人税、所得税、(地方税)法人住民税、事業税 (国税7)(法人税:義、所得税:外) (地方税8)(法人住民税:義、事業税:義)</p>
2	要望の内容	<p>研究開発法人への法人からの寄附金について、国立大学法人並みに全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、研究開発法人への個人からの寄附金について、税額控除と所得控除の選択制を導入する。</p> <p>(※)「研究開発法人」とは、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」(研究開発力強化法)第二条第八項に定める独立行政法人をいう。</p>
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成 25 年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成22年度の税制改正要望において、研究開発力強化法に基づく研究開発法人への寄附金について、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設を要望。</p> <p>(平成25年度の税制改正要望においては今回の要望とは異なる法人を対象にした国立研究開発行政法人として、法人寄附の指定寄附金、個人寄附の税額控除の創設を要望。)</p>
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 研究開発法人について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、もって世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>《政策目的の根拠》 厳しい財政事情の下、研究開発法人としては、研究開発に必要な資金収入を多様な方法により拡充を図り、自立的な事業活動を促進することが必要である。</p> <p>このため、研究開発法人への寄附税制について、イノベーション創出促進の観点から、民間企業等からの寄附を一層促進するための税制面での環境整備が必要とされている。</p> <p>第4期の科学技術基本計画では、国は、現行制度においても、運用上、改善が可能なものについては、早急に見直しを検討することとしており、また、研究開発法人に対して必要な予算措置を行うとともに、研究開発法人における共同研究や受託研究の受入れ等による外部資金の導入を促進するとしている。</p> <p>また、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)</p>

			<p>などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、現行制度においても、<u>運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図り、特に、外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す</u>とされている。</p> <p>さらに、自民党・科学技術・イノベーション戦略調査会の「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日)では総理の提唱する「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、研究開発力を強化し、国際競争力を勝ち抜く方策について検討を重ねられ、世界最高水準の研究環境を整備する方策の一つとして、<u>寄附税制の拡充について、「全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法人・国立大学法人・学校法人について自己財源確保のための寄附税制を拡充すべき。」</u>と明示されている。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 V 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>なお、現在、研究開発法人については、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)などで示された方針に沿って検討を進めているところであり、日本再興戦略においては、以下のとおり記載されている。</p> <p>①研究開発の特性(長期性、不確実性、予見不可能性及び専門性)を踏まえた世界最高水準の法人運営を可能とする新たな制度を創設する(次期通常国会に法案提出を目指す)。</p> <p>②法的措置が必要なものと運用によって十分に改善が可能なものを早急にしゅん別し、給与、調達、<u>自己収入の扱い</u>、中期目標期間を越えた繰越等の改善が必要な事項に関し、<u>現行制度においても、運用上改善が可能なものについては速やかに対応を図る。</u></p> <p>③特に、<u>外部資金を積極的に活用するインセンティブを与えるため、自己収入(寄附金収入分等)を確保した分運営費交付金が削減される仕組みは直ちに見直す。</u></p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 イノベーション創出に資するため、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させる。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 単年度における、寄附収入金額。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置等により、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 その際に、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—

		② 減収額	37研究開発法人で、 国税： 平年度 234 地方税：平年度 52 (単位：百万円)
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 租税特別措置等で、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)を付与することによって、将来年度における、寄附収入金額増大に結びつける。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)が付与されない。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 当該租税特別措置等により、研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、寄附による研究開発法人の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。 ただし、同時に運営費交付金の算定時に寄附金収入が控除されるしくみは制度上見直す必要がある。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>研究開発法人への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブ(法人税、所得税上の優遇による、寄附の促進、寄附文化の発展等)として、税制上の優遇措置が有効である。</p> <p>また、研究開発法人にとっても、自己収入(寄附金受入)の増大が図られ、限られた予算の中で国にとって重要な課題を効率的に実施することが可能となる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>【所得税】 ・独立行政法人への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得控除(寄附金控除)(所得税法第78条)</p> <p>【法人税】 ・独立行政法人への法人からの寄附金は特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置 (法人税法第37条)</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>中小企業投資促進税制の拡充 (国税10・地方税11(自動連動))(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)</p>
2	要望の内容	<p>現行の措置に加えて、以下の一定の要件に該当するITを活用した投資について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○即時償却 ○税額控除割合を現行の7%から12%とする上乗せ ○資本金3000万円超1億円以下の法人についても7%の税額控除の適用 ○特別償却不足の繰越期間及び法人税額の20%を超える部分の税額控除の繰越期間について1年から3年に延長 <p>する措置を講じた上で、適用期限を平成27年度末までとする。</p> <p>(一定の要件:以下のいずれかに合致することを要件とする。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①一のソフトウェアの取得価額が120万円以上であるもの ②ソフトウェア + 事務機器、通信機器、試験・測定機器、測定工具、検査工具の取得価額が合計120万円以上 ソフトウェア + 機械装置の取得価額が合計160万円以上 ③取得価額が120万円以上の事務機器及び通信機器、試験・測定機器、測定工具及び検査工具又は取得価額が160万円以上の機械装置であって、これらの設備を直接制御するためのソフトウェアがあらかじめ組み込まれているもの
3	担当部局	<p>情報流通行政局 情報流通振興課 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室</p>
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル</p>

			<p>複合機の追加)</p> <p>平成20年度 2年間の延長 (平成22年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長 (平成24年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長 (平成26年3月迄の適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し (試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)</p>
6	適用又は延長期間		平成27年度末まで
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っているとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化等への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」「国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供及び情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする」と定めている。</p> <p>また、日本再興戦略(平成25年6月24日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組みを強力に推進し、これに応じた設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・IT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上等を進め、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることが出来る。</p>

			<p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p>																												
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用者数 平成 23 年度 36,734 社</p> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○利用業種</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>農林水産業</td> <td>鉱業</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>3%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>39%</td> <td>9%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>料理飲食店業</td> <td>金融保険業</td> <td>不動産業</td> <td>運輸通信公益業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> <td>12%</td> <td>15%</td> <td>1%</td> </tr> </table> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p>	業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業	割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%	業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他	割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%
業種	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	小売業																									
割合(%)	3%	1%	12%	39%	9%	6%																									
業種	料理飲食店業	金融保険業	不動産業	運輸通信公益業	サービス業	その他																									
割合(%)	1%	1%	1%	12%	15%	1%																									
		② 減収額	<p>○減収額 ▲514 億円</p> <p>※『「租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書」(平成 23 年度)を基に試算した減収額(実績推計)』による。</p>																												
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 23 年度)</p> <p>本税制は、一定の価額要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約 3.7 万社の中小企業に利用されている。さらに、税制措置があることによって約 4 割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約 7 割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果(注)があることから、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やIT化への投資の加速に寄与している。</p> <p>8①に記載の通り、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>(注)経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 18 年度～平成 24 年度)</p> <p>平成 21 年から持ち直しを続けてきた我が国経済は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成 24 年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、かつ、業績見通しが悪化していることを背景として、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は低下傾向にある。設備投資実施企業割合は 23.5%から 27.6%と目標に近い 4.1%増加、生産・営業用設備判断 D I も 6.5%から 5.8%へ改善の動きが見られるが、未だ目標には達していない状況。</p>																												

税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合は増加し、中小企業の生産・営業用設備判断DIも適正な水準に近づきつつあるが、平成24年後半の景気の弱い動きもあり、我が国全体の設備投資が弱含みの展開となっている中で、目標に達していない。

年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断DI	
18年	I	62.2	年間	32.1	年間	0	年間
	II	65.4	平均値	30.9	平均値	1	平均値
	III	67.5	66.6	30.8	31.3	1	0.5
	IV	71.3		31.2		0	
19年	I	75.4	年間	30.6	年間	▲1	年間
	II	71.6	平均値	30.3	平均値	0	平均値
	III	69.9	71.8	26.9	28.3	2	0.5
	IV	70.3		25.3		1	
20年	I	71	年間	26.2	年間	2	年間
	II	71.8	平均値	25	平均値	4	平均値
	III	71.9	70.8	26	25.0	5	5
	IV	68.4		22.8		9	
21年	I	64.8	年間	19.1	年間	18	年間
	II	62.2	平均値	19.5	平均値	20	平均値
	III	55.8	58.8	19	19.6	19	18.5
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間	21.4	年間	13	年間
	II	51.1	平均値	23.3	平均値	12	平均値
	III	55.1	53.1	24.4	23.6	9	10.5
	IV	55.2		25.1		8	
23年	I	51.0	年間	25.2	年間	7	年間
	II	51.7	平均値	22.8	平均値	8	平均値
	III	47.6	49.5	23.1	23.5	6	6.5
	IV	47.5		23		5	
24年	I	46.2	年間	25.6	年間	5	年間
	II	44.4	平均値	28.2	平均値	6	平均値
	III	45.3	45.0	28.3	27.6	6	5.8
	IV	43.8		28.4		6	

(出典) 財務省「法人企業統計」、日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」、日本銀行「短期経済観測調査(短観)」

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成19年度～25年度)</p> <p>我が国経済は、平成23年3月の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて増勢を続けてきたが、平成24年後半には、円高の進行や世界の景気の減速等を背景に、景気は弱い動きとなったことにより、中小企業の収益に大きな改善は見られず、平成24年度の中小製造業の設備投資は、前年度実績比でマイナスとなっている(平成24年度中小企業白書)。設備投資が進まない中で、中小製造業では保有する設備の老朽化が進み、生産に支障がでている状況も現出している(中小企業庁によるアンケート調査では生産機械、事業用設備について耐用年数を超過していると回答した企業のうち、69%が「修繕費の増加」「故障頻度の高まりによる生産への支障」等、設備老朽化による影響があると回答。)</p> <p>このような状況の中で、本税制措置は、税制措置があることによる投資インセンティブ効果(約4割の企業の投資判断を後押し)や減収(キャッシュフロー増加)による更なる設備投資増加(増加キャッシュフロー分の約7割が更なる設備投資へ回る)が見込まれる。また、産業連関表を用いたところでは、投資増加額の1.7倍の生産誘発効果が見込まれることから、本税制措置を廃止した場合には、中小企業の設備投資が更に減速、生産に支障が生じ、中長期的な我が国経済成長にも影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成23年度)</p> <p>税制措置による設備投資の押上げ(下支え)効果としては、税制措置があることによって約4割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフロー増加)分の約7割が更なる設備投資に回るとのアンケート結果がある。</p> <p>(※経済産業省経済産業政策局委託調査、中小企業庁委託調査のアンケート結果による)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>中小企業が設備投資を手控えする傾向にある中で、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却(償却費用の前倒し)による投下資金の早期回収が可能となる税制措置を講じることは、下落傾向にある設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で必要である。</p> <p>本特例措置では、中小企業の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置にかかる拡充要望については、ソフトウェア及びソフトウェアと一体となった設備等対象資産を限定して特別償却割合と税額控除割合の引上げ、税額控除適用の範囲拡充を行うことにより、生産性向上のために特に即効性のあるIT化、自動化に資する設備等への投資について一層のイ</p>

			ンセンティブを付与するものとなる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と生産等設備投資促進税制がある。</p> <p>①商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税率の引上げに備え、商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業等の経営改善を図るための店舗改装等に係る設備投資の促進を目的としており、対象となる設備は経営改善に資する器具備品と建物附属設備とされていることに対して、本特例措置では、機械装置、器具備品のうち事務処理の能率化に資するもの、品質管理の向上に資するもの等を対象としており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p> <p>②生産等設備投資促進税制は、適用の要件として前年比で10%以上投資が増加していること等が求められていることに対して、本特例措置では、中小企業の生産性の向上等を目的として、取得価額要件や一定スペック以上のものに対象設備を限定しており、目的及び対象となる設備の範囲が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 23 年 8 月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 (国税9)(所得税:外、法人税:義)
2	要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(拡充)(平成28年度まで) ② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで) ④ 総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型:昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設 ・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設 ・総額型:平成15年度創設 ・高水準型:平成20年度創設 ・平成24年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型・高水準型)の適用期間を2年延長 ・平成25年度税制改正にて、総額型の控除上限を20%から30%に引上げ(2年間の時限措置)
6	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで) ○増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年) ○高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度末まで) ○総額型措置のうち、中小企業の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指すし、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>

		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指し、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすると目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>
		<p>③ 達成目標及び測定指標</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対GDP比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p>	<p>○利用実績(うち中小企業分(資本金1億円以下))</p> <p><上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業></p> <p>平成21年度 1,544/事業年度(1,019/事業年度)</p> <p>平成22年度 1,868/事業年度(1,284/事業年度)</p> <p>平成23年度 1,993/事業年度(1,311/事業年度)</p> <p>(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><増加型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 1,866/事業年度(1,228/事業年度)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※平成21年度及び22年度については、増加型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p><高水準型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 127/事業年度(83/事業年度)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>※平成21年度及び22年度については、高水準型上乗せ措置のみの利用実績は公表されていない。</p> <p>○将来推計(平成26年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増加型上乗せ措置 1,360/事業年度 ・増加型上乗せ措置に係る繰越制度 325/事業年度 ・高水準型上乗せ措置 127/事業年度

・中小企業の控除率の引上げ 5,290／事業年度
 (平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)

○利用業種

平成23年度において、下記の通り、幅広い業種で利用されている。

【上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,993	1,311
食料品	144	97
化学	261	135
窯業等	36	17
金属	110	82
機械	137	82
産業用電気機械	124	93
輸送用機械	87	30
理化学機械	52	39
その他製造業	374	271
卸売業	248	187
サービス業	242	183
その他	178	95

【うち増加型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	1,866	1,228
食料品	143	96
化学	234	127
窯業等	36	17
金属	108	80
機械	131	79
産業用電気機械	116	88
輸送用機械	83	29
理化学機械	46	34
その他製造業	359	261
卸売業	239	181
サービス業	205	153
その他	166	83

【うち高水準型】

	適用企業数	うち中小企業数
総計	127	83

				食料品	1	1																														
				化学	27	8																														
				窯業等	0	0																														
				金属	2	2																														
				機械	6	3																														
				産業用電気機械	8	5																														
				輸送用機械	4	1																														
				理化学機械	6	5																														
				その他製造業	15	10																														
				卸売業	9	6																														
				サービス業	37	30																														
				その他	12	12																														
			(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)																																	
	②	減収額	<p>○減収額実績 (うち中小企業分(資本金1億円以下))</p> <p><上乗せ措置(増加型もしくは高水準型)を活用する企業></p> <p>平成21年度 133億円(6億円)</p> <p>平成22年度 224億円(10億円)</p> <p>平成23年度 232億円(12億円)</p> <p>(出典:平成21年度及び22年度は国税庁「会社標本調査」、平成23年度は財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><増加型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(11億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p><高水準型(上乗せ措置の内数)></p> <p>平成23年度 116億円(1億円)</p> <p>(出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計</p> <p>平成26年度 ▲544億円</p> <p>(平成25年度経産省アンケート調査結果による試算)</p>																																	
	③	効果・達成目標の実現状況	<p>≪政策目的の実現状況≫(分析対象期間:平成18年～平成22年)</p> <p>我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。</p> <p>○主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2006</th> <th>2007</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>韓国</td> <td>3.01</td> <td>3.21</td> <td>3.36</td> <td>3.56</td> <td>3.74</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>3.41</td> <td>3.46</td> <td>3.47</td> <td>3.36</td> <td>3.26</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>2.65</td> <td>2.72</td> <td>2.86</td> <td>2.91</td> <td>2.83</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>2.54</td> <td>2.53</td> <td>2.69</td> <td>2.82</td> <td>2.80</td> </tr> </tbody> </table>					2006	2007	2008	2009	2010	韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74	日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26	アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83	ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80
	2006	2007	2008	2009	2010																															
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74																															
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26																															
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83																															
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80																															

フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

<今後の達成予測>

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>(分析対象期間:平成18年~平成22年)

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

*民間の研究開発費の対GDP比率の目標

官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

○主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2006	2007	2008	2009	2010
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国
(出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 2012/02」)

また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。

なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒ししている。

○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定)

2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを旨とする。

			<p><今後の達成予測> 主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乘せ措置の控除率の引上げ、増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乘せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対 GDP 民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。</p> <p><<租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響>> リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続き、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p><<税収減を是認するような効果の有無>> 日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乘せ措置の控除率の引上げ 増加型上乘せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 増加型上乘せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乘せ措置に係る繰越制度を新設する。 また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乘せ措置の延長 高水準型上乘せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ 研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、新規産業・雇用機会の創出等、地域経済の持続的経済成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度減収見込額 544億円 <ul style="list-style-type: none"> ↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果 ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 <ul style="list-style-type: none"> ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果:4,947億円、②雇用創出効果:約6万人、③税収効果:約798億円
--	--	--	---

			<p>さらに、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <p>①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。</p> <p>②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。</p> <p>③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。</p> <p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乘せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>また、日本再興戦略に記載のある民間研究開発投資を促進する他の施策（産学官オープンイノベーションの促進、研究開発型ベンチャーへの技術開発・実用化支援、知財戦略・国際標準化の促進、規制改革等）の基盤として、これら施策との相乗効果を生むものと考えられる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第23条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則抄第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置 (地方税10)(法人住民税:義)
2	要望の内容	<p>・制度概要</p> <p>法人住民税法人税割の課税標準となる法人税額は、原則として税額控除を行う前の法人税額を用いることとされているが、中小企業者の試験研究費の税額控除については、これらの税額控除後の法人税額を法人住民税の課税標準として用いることとされている。(大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となる。)</p> <p>・要望内容</p> <p>① 増加型上乗せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度まで)</p> <p>② 増加型上乗せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)</p> <p>③ 高水準型上乗せ措置の延長(平成27年度まで)</p> <p>④ 中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度まで)</p>
3	担当部局	総務省情報通信国際戦略局技術政策課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和60年度 創設(税額控除率6%)</p> <p>昭和63年度 2年間延長</p> <p>平成2年度 3年間延長</p> <p>平成5年度 2年間延長</p> <p>平成7年度 2年間延長</p> <p>平成9年度 1年間延長</p> <p>平成10年度 税額控除率の拡充(6%→10%)</p> <p>平成11年度 1年間延長</p> <p>平成12年度 1年間延長</p> <p>平成13年度 1年間延長</p> <p>平成14年度 1年間延長</p> <p>平成15年度 税額控除率の拡充(12%の恒久化)</p> <p>税額控除率の3%上乗せ措置の拡充(12%→15%)</p> <p>平成18年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)の拡充</p> <p>税額控除率3%上乗せ措置の廃止(15%→12%)</p> <p>平成20年度 増加額に係る税額控除(増加額の5%)または売上高の10%超過に係る税額控除の選択制の追加</p> <p>平成21年度 試験研究費の総額に係る税額控除制度等について</p> <p>①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に上げるとともに</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能にする。</p> <p>平成22年度 2年間延長(上乗せ措置)</p> <p>平成24年度 2年間延長(同上)</p> <p>平成25年度 総額型の控除上限を20%から30%に引き上げ(2年間の時限措置)</p>

6	適用又は延長期間	<p>○増加型上乘せ措置の控除率の30%への引上げ(平成28年度末まで)</p> <p>○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設(繰越期間最大3年)</p> <p>○高水準型上乘せ措置の延長(平成27年度末まで)</p> <p>○中小企業技術基盤強化税制の控除率を12%から20%に引上げ(平成28年度末まで)</p>									
7	必要性等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="341 389 379 1025">①</td> <td data-bbox="379 389 531 1025">政策目的及びその根拠</td> <td data-bbox="531 389 1450 1025"> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1025 379 1541">②</td> <td data-bbox="379 1025 531 1541">政策体系における政策目的の位置付け</td> <td data-bbox="531 1025 1450 1541"> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="341 1541 379 2040">③</td> <td data-bbox="379 1541 531 2040">達成目標及び測定指標</td> <td data-bbox="531 1541 1450 2040"> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差</p> </td> </tr> </table>	①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差</p>
①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成23年度:17.4兆円)の約7割(同:12.3兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>具体的には、民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>									
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V 情報通信(ICT政策)</p> <p>1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)</p> <p>3. 科学技術イノベーションの推進</p> <p>⑥官・民の研究開発投資の強化</p> <p>「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す、研究開発投資にさらにインセンティブを与えるため、(中略)、研究開発税制の活用促進など企業の研究開発投資環境を整備する。</p> <p>これらの取組により、官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にするとの目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを目指すこととする。」</p>									
③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活する(日本再興戦略)。数値水準としては、対GDP比3%以上である。</p> <p>また、中小企業は大企業に比べて研究開発投資リスクが高く、研究開発資金の確保が困難である。そのため、中小企業が行う競争力強化につながるための試験研究に対して特に充実した税制を講じることにより、中小企業の経営革新や雇用機会の創出を促進させ、地域経済の活性化及び持続的な成長を実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>民間研究開発投資の対GDP比率の国際比較</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2009年版中小企業白書によれば、現に研究開発を行う企業に限定した場合、売上高に占める研究開発費の割合に大企業と中小企業との間で大きな差</p>									

			<p>はなく、中小企業が大企業並みに研究開発に力を注いでいることが見てとれる。したがって、中小企業の研究開発を積極的に促すことにより、ものづくり基盤の強化につながるとともに研究開発投資の増大、更にはGDPの引き上げ効果につながる。</p>																
8	有効性等	① 適用数等	<p>適用数について、想定外に僅少および偏っていない旨を以下に示す。 国税及び地方税における中小企業利用実績</p> <p>平成19年度 5,747事業年度 平成20年度 4,657事業年度 平成21年度 4,411事業年度 平成22年度 5,313事業年度 平成23年度 5,290件</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(注)平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> <p>主な業種別の本租特利用実績は以下のとおり多岐の業種にわたっていることから、偏り無く適用されていると見なすことができる。</p> <p style="text-align: center;">主な業種の本租特利用実績</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械製造業</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>化学工業</td> <td>16.5%</td> </tr> <tr> <td>輸送用機械器具製造業</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>食料品製造業</td> <td>10.1%</td> </tr> <tr> <td>電気機械器具製造業</td> <td>8.4%</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>19.0%</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>14.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>将来推計としては、現行の制度体系が変わらないものと仮定していることから、約5,000件程度と推測される。</p>		平成23年度	機械製造業	11.2%	化学工業	16.5%	輸送用機械器具製造業	5.7%	食料品製造業	10.1%	電気機械器具製造業	8.4%	卸売業	19.0%	サービス業	14.9%
	平成23年度																		
機械製造業	11.2%																		
化学工業	16.5%																		
輸送用機械器具製造業	5.7%																		
食料品製造業	10.1%																		
電気機械器具製造業	8.4%																		
卸売業	19.0%																		
サービス業	14.9%																		

		② 減収額	<p>1. 減収額について</p> <p>○地方税における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成19年度 29億円 平成20年度 43億円 平成21年度 23億円 平成22年度 30億円 平成23年度 40億円</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(参考)国税における減収額</p> <p>減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成19年度 6,269億円(167億円) 平成20年度 2,881億円(246億円) 平成21年度 2,565億円(131億円) 平成22年度 3,726億円(174億円) 平成23年度 3,395億円(234億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>○増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績</p> <p>平成20年度 2.4億円 平成21年度 1.0億円 平成22年度 1.7億円 平成23年度 2.1億円</p> <p>(参考)国税のうち、増加型・高水準型における減収額</p> <p>減収額実績(うち、税法上の中小企業分)</p> <p>平成20年度 178億円(14億円) 平成21年度 133億円(6億円) 平成22年度 224億円(10億円) 平成23年度 232億円[増加型116億円、高水準型116億円](12億円)</p> <p>【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】</p> <p>(減収額の算出方法)</p> <p>「税務統計から見た法人企業の実態」より中小企業技術基盤強化税制の利用実績及び増加型を利用した資本金1億円以下の企業の実績を足し合わせて中小企業者による国税部分の減収額を算出したものに、17.3%を乗じて地方税にかかる減収額を試算した。</p> <p>2. 利用実績について</p> <p>○国税及び地方税における中小企業利用実績</p>
--	--	-------	--

平成19年度 5,747事業年度
 平成20年度 4,657事業年度
 平成21年度 4,411事業年度
 平成22年度 5,313事業年度
 平成23年度 5,290件

○増加型利用実績

平成23年度 1,228件

○高水準型利用実績

平成23年度 83件

【平成19～22年度:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」、平成23年度:財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」より算出】

○平成26年度減収見込額

▲544億円(中小企業分 143億円)【うち地方税 25億円】

(*)平成25年度経産省アンケート調査による減収額

- ・増加型上乘せ措置の控除率の引上げ ▲380億円(▲6.4億円)
- ・増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設 ▲65億円(▲1.2億円)
- ・高水準型上乘せ措置の延長 ▲-1億円(▲-1億円)
- ・中小企業の控除率の引上げ ▲99億円(▲17.1億円)

③ 効果・達成目標の実現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)

我が国は、2008年をピークに、官民合わせた研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている4%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

主要国の対GDP研究開発投資比率(単位:%)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
韓国	3.01	3.21	3.36	3.56	3.74
日本	3.41	3.46	3.47	3.36	3.26
アメリカ	2.65	2.72	2.86	2.91	2.83
ドイツ	2.54	2.53	2.69	2.82	2.80
フランス	2.11	2.08	2.12	2.27	2.24
イギリス	1.74	1.77	1.78	1.84	1.80
中国	1.39	1.40	1.47	1.70	1.76
ロシア	1.07	1.12	1.04	1.25	1.16

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」

＜今後の達成予測＞

主要先進諸国等において研究開発投資が拡充されている中ではあるが、本租税特別措置の効果を通じて、民間研究開発投資の対GDP比率を世界最高水準(第1位)に押し上げることができるものと考えられる。

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成18年～平成22年)

我が国は、2008年をピークに民間の研究開発費の対GDP比率が低下しており、目標としている3%に達成していないばかりか、主要先進国の中では韓国に抜かれ第2位の対GDP研究開発投資比率となっている。

* 民間の研究開発費の対GDP比率の目標

官民合わせた目標(4%以上)から、政府分(1%)を除いた数値

主要国の対GDP民間研究開発投資比率(単位:%)

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
韓国	2.32	2.45	2.53	2.64	2.80
日本	2.63	2.70	2.72	2.54	2.49
アメリカ	1.86	1.93	2.04	2.03	1.93
ドイツ	1.78	1.77	1.86	1.91	1.88
フランス	1.33	1.31	1.33	1.40	1.41
イギリス	1.07	1.11	1.10	1.11	1.10
中国	0.99	1.01	1.08	1.25	1.29
ロシア	0.72	0.72	0.66	0.78	0.70

*2010年の官民合わせた研究開発費が300億ドル以上の8カ国

出典:OECD「Main Science and Technology Indicators 20012/02」

また、中小企業においては、リーマンショック以降業況の回復に遅れが生じており、研究開発投資も低い水準に留まっている。

なお、平成25年度の税制改正要望時においては、以下記載の政策に基づき平成32年度までに民間研究投資を対GDP比で3%以上にすることを目標としていたが、平成26年度税制改正要望においては、日本再興戦略に基づき、同目標達成の時期を平成28年度末に前倒している。

○日本再生戦略(平成24年7月閣議決定)

2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上にする。

○第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)

官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にすることを目標に加え、政府研究開発投資を対GDP比の1%にすることを指すこととする。

＜今後の達成予測＞

主要先進諸国等において研究開発税制が拡充されている中ではあるが、増加型上乘せ措置の控除率の引上げ、増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設および高水準型上乘せ措置の延長を実施することで、企業における研究開発投資を比較的短期間に拡大させる環境を整えることができるため、最高水準(第1位)の対GDP民間研究開発投資比率の確保に寄与することが可能と考えられる。

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》</p> <p>リーマンショック後の民間研究開発投資の対GDP比率の大幅な落ち込みから脱却できていない現状が続く、わが国の成長力・国際競争力の壊滅的な低下が懸念される。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》</p> <p>日本再興戦略の当面の目標「民間研究開発投資を今後3年以内に対GDP比で世界第1位に復活することを目指す」「官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上にする」の達成に向け、以下の効果が期待される。</p> <p>○増加型上乘せ措置の控除率の引上げ</p> <p>増加型上乘せ措置は、比較的短い期間において研究開発投資を促進する方策として有効であることから、控除率を30%に引き上げることで、日本再興戦略に明示された3年という限られた期間における研究開発投資の増加が期待できる。</p> <p>○増加型上乘せ措置に係る繰越制度の新設</p> <p>増加型上乘せ措置の控除率引上げによる増加インセンティブ効果をさらに高めるため、増加型上乘せ措置に係る繰越制度を新設する。</p> <p>また、繰越発生年度に関わらず、繰越控除の期間を平成29年度(目標年度の翌年度)までとすることにより、研究開発投資をできる限り前倒しさせる効果が期待できる。また、繰越要件(対前年度比及び対前々年度比で試験研究費が増加していること)を設けることにより、平成28年度までの継続的な研究開発投資の増加効果も期待できる。</p> <p>○高水準型上乘せ措置の延長</p> <p>高水準型上乘せ措置についても、その延長によって、高い研究開発投資水準の維持・拡大に対するインセンティブ効果を引き続き期待できる。</p> <p>○中小企業の控除率の引上げ</p> <p>研究開発資金の確保が困難である中小企業の自主的かつ多様な研究開発を促進することにより、研究開発投資の増加のみならず、雇用機会の創出等、地域経済の持続的成長が期待できる。</p> <p>また、今回要望による経済波及効果を試算したところ以下のとおりであり、税収減以上の高い効果があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度減収見込額 544億円(中小企業分 143億円)[うち地方税分25億円] <p style="text-align: center;">↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発投資押上げ額 1,243億円 <p style="text-align: center;">↓ GDP押上げ効果(マクロモデルによる計算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度の減収(544億円分)が、平成26年度～平成35年度までの10年間に及ぼす①GDP押上げ効果: 4,947億円、②雇用創出効果: 約6万人、③税収効果: 約798億円
9	相当性	①	<p>租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>我が国における研究開発投資の現状については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①企業が実施する研究開発費は、国全体の研究開発費総額に占める割合が高い(76.5%、主要国中トップ)。 ②企業が実施する研究開発費の大部分を企業が負担している(98.2%)。 ③政府による企業への直接支援が少ない(1.2%、主要国中最低)。

			<p>すなわち、我が国のイノベーションは、企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが、成長力・国際競争力強化の観点から極めて重要であり、その基盤となる研究開発税制の拡充・延長が重要。</p> <p>特に、日本再興戦略において掲げられた「民間研究開発投資を今後3年以内に対 GDP 比で世界第1位に復活する」という目標を達成するためには、今後3年で研究開発費を大幅に増加させる必要があり、研究開発投資増加促進効果の高い増加型上乘せ措置を中心に本税制を拡充・延長することが必要かつ効果的である。</p> <p>なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、韓国等において、近年、拡充されている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算上の措置(委託費等)は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>我が国の法人企業が産出する付加価値額は、地域に根ざす中小企業によって全体の5割強が産出されてきた。(2009年版中小企業白書)。</p> <p>本税制を通して、その中小企業の研究開発環境を大企業よりも優遇することにより、国全体でのイノベーションの促進・ものづくり産業の底上げに加え、地域経済に対しても新規産業・雇用創出等、地域経済の持続的な経済成長の実現につながることから、本税制は地方公共団体と国とが一丸となって、取り組むに値する特例措置となっている。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年度

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長（国税12）（法人税：義）
2	要望の内容	<p>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に係る課税の特例措置について、土地開発公社にかかる部分における税率（軽減税率）の適用期限（現行：平成25年12月31日）を5年間延長する。</p> <p>（関係条文） 租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68</p>
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>昭和54年度：創設</p> <p>昭和60年度：適用期限の3年延長</p> <p>平成62年度：適用期限の3年延長</p> <p>平成2年度：適用期限の1年延長</p> <p>平成3年度：適用期限の5年延長</p> <p>平成8年度：適用期限の5年延長</p> <p>平成13年度：適用期限の3年延長</p> <p>平成16年度：適用期限の5年延長</p> <p>平成21年度：適用期限の5年延長</p>
6	適用又は延長期間	5年間
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>経済・社会情勢の変化により、今後、宅地の量的拡大の必要性が次第に低下していく中で、住宅・宅地の質的な向上への要求がより高まっている。</p> <p>このため、より良質な宅地の整備を実施しうる土地開発公社の土地取得に関して税制上の誘因を与えることで、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備、地方公共団体に代わって土地の先行取得を行なうこと等を目的とする土地開発公社の創設その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もつて地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とする（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）第1条）</p> <p>地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる（同法第10条）。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)																		
		③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 土地開発公社制度の整備を通じて、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援する。 ※ 本件施策に関する計数的な指標は、各地方公共団体が地域の実情に応じて実施する土地取得の実績に左右されるため、提示は困難。																		
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 土地開発公社が長期保有土地を取得する実績が考えられるが、各地方公共団体が地域の実情に応じて実施するものであるため、数値により目標を提示することは困難。																		
			《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援し、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給の促進に寄与する。																		
8	有効性等	① 適用数等	【過去の適用件数(H22~H24)】 ○ 法人がする譲渡(件・百万円) <table border="1" data-bbox="598 1019 1385 1124"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>477</td> <td>397</td> <td>302</td> <td>243</td> <td>148</td> </tr> </tbody> </table> H22~H24の数値は特例の対象となる譲渡について市町村への悉皆調査の結果(当室集計)。 H25, H26はH22~H24の数値からの推計値。 ※なお、本特例で適用除外とされている「5%の追加課税」自体が適用停止となっているため(租特法第62条の3第13項)、実際の特例の適用実績はない。追加課税の適用停止が解除となった場合の特例の効果を推計した値である。 直近3年間で減少傾向であるためH25,26の推計値が少なく出ているが、各地方公共団体が地域の実情に応じて実施されることから必ずしも僅少とはいえない。 また、適用土地開発公社は、岩手県、宮城県、山形県、石川県、富山県、静岡県、千葉県、東京都、長野県、大阪府、広島県、大分県、宮崎県など全国にわたり広範に活用されていることから偏りがあるものではない。		H22	H23	H24	H25	H26	件数	13	8	7	3	1	金額	477	397	302	243	148
			H22	H23	H24	H25	H26														
件数	13	8	7	3	1																
金額	477	397	302	243	148																
② 減収額	22年度 ▲23.9百万円 23年度 ▲19.9百万円 24年度 ▲15.1百万円 25年度見込 ▲12.2百万円 26年度見込 ▲7.4百万円 積算根拠: 長期保有地の譲渡金額×5%(特例により適用除外となる追加課税率) ※なお、本特例で適用除外とされている「5%の追加課税」自体が適用停止となっているため(租特法第62条の3第13項)、実際の特例の適用実績はな																				

			い。追加課税の適用停止が解除となった場合の特例の効果の推計値。
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 23年度は落ち込んだものの、概ね3,000百万円程度の土地開発公社による宅地開発のための土地取得の実績があり、地域の秩序ある整備に向けた宅地開発が進んでいる。 18年度： 2,925百万円 19年度： 3,793百万円 20年度： 3,289百万円 21年度： 3,594百万円 22年度： 2,271百万円 23年度： 688百万円</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 土地開発公社制度の整備を通じて、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援する。 ※ 本件施策に関する計数的な指標は、各地方公共団体が地域の実情に応じて実施する土地取得の実績に左右されるため、提示は困難。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 本特例措置は、優良な宅地開発に供しうる土地の供給者にとって、譲渡益に対する課税のあり方が極めて重要な判断要素となっており、延長されない場合、各地方公共団体の住宅整備計画が円滑に進まないおそれがある。</p> <p>《税込減を是認するような効果の有無》 本特例措置により、良質な宅地の整備を実施しうる土地開発公社の土地取得が円滑に進み、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給を通じた地域の秩序ある整備が促進される。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	土地の譲渡・取得に際しては、当該譲渡・取得について課税されることとなるが、課税の負担を軽減し土地開発公社の土地取得に関して税制上の誘因を与えることは、より良質な宅地の整備を実施しうる土地開発公社の土地取得を円滑に進め、良好な環境を備えた良質な住宅・宅地の供給を促進するという政策目的を達成するために的確かつ必要最低限の措置である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	補助金等他の政策手段はない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	土地開発公社制度の整備を通じて、各地方公共団体が実施する、地域の秩序ある整備に向けた優良な宅地開発を効果的に支援するものであるため。
10	有識者の見解		なし
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長</p> <p>(国税11・地方税12(自動連動))、(所得税:外、法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)</p>
2	要望の内容	<p>【要望事項】</p> <p>適用期限を2年間延長する。</p> <p>【制度概要】</p> <p>中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p>
3	担当部局	総務省 情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成15年度 創設</p> <p>平成18年度 損金算入額の上限を年間300万円とした上で2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長)</p> <p>平成24年度 2年間の延長(平成26年3月までの適用期間の延長)</p>
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は、地域経済活性化の中心的役割を担う存在であるとの認識の下、今般の、短期間での消費税率の二段階の引上げが行われる中で中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。</p> <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p> <p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.4人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとして、個人事業主に関して</p>

			<p>は、平成 28 年度に実施する「個人企業経済調査」(総務省)での従業員数 20 名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合 5 割への到達を目指す。また、法人に関しては、平成 28 年度に実施する中小企業庁のアンケート調査での従業員数 20 名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20 名以上の法人の水準である 9 割への到達を目指す。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員 20 名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人: 中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上と我が国経済の活性化が図られる。</p>																								
8	有効性等	① 適用数等	<p>○適用者数</p> <p>平成 23 年度 424,751 社</p> <p>○損金算入額</p> <p>平成 23 年度 2,347 億円</p> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p> <p>○少額減価償却資産の特例の利用業種</p> <table border="1"> <tr> <td>業種</td> <td>建設業</td> <td>製造業</td> <td>運輸通信公益事業</td> <td>卸売業</td> <td>小売業</td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>10.9</td> <td>19.0</td> <td>3.3</td> <td>8.9</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>業種</td> <td>不動産業</td> <td>料理飲食旅館業</td> <td>サービス業</td> <td>その他</td> <td></td> </tr> <tr> <td>割合(%)</td> <td>6.0</td> <td>4.8</td> <td>32.5</td> <td>4.5</td> <td></td> </tr> </table> <p>(出典) 「平成 23 年度租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」</p>	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業	割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2	業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他		割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5	
業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業	小売業																						
割合(%)	10.9	19.0	3.3	8.9	10.2																						
業種	不動産業	料理飲食旅館業	サービス業	その他																							
割合(%)	6.0	4.8	32.5	4.5																							
		② 減収額	<p>○減収額</p> <p>▲258 億円</p> <p>※「『租税特別措置の適用実態調査結果に関する報告書』(平成 23 年度)を基に試算した減収額(実績推計)」による。</p>																								

		<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成22年4月～平成26年3月) 本措置を利用した中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させる効果が定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上が0.20%(※)増加する。</p> <p>(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析 (重回帰分析結果) $LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー農林水産業}^{*} + 0.26 \text{ダミー鉱業} + 0.24 \text{ダミー建設業} - 0.02 \text{ダミー製造業} - 0.53 \text{ダミー情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー運輸業}^{*} + 0.76 \text{ダミー卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$ (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正$R^2=0.389$</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成22年～平成24年) 中小企業におけるパソコン利用割合は上昇傾向にあることから本特例措置による一定の効果が見られているものの、設備投資が抑制されている中で、中小企業全体で見れば、パソコン等の導入が十分とは言い切れない。</p> <p>＜中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況＞ ・個人事業主 平成24年:30.9%(対前年比+2.7ポイント) ・法人 平成24年:76.4%(対前々年比+8.2ポイント) (出典) 個人事業主:平成23、24年「個人企業経済調査」(総務省) 法人:平成22、24年「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート調査」(中小企業庁)(平成23年は未実施)</p> <p>平成28年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業主 従業員数20名未満の事業者におけるパソコンの利用割合 50% ・ 法人 従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合 90% <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年4月～平成28年3月) 今般、短期間で消費税率の二段階の引上げが行われ、中小企業の事務負担は増加することが懸念される中で、本措置が延長されなかった場合には、地域経済を支える中小企業の活力が削がれることとなる。</p>
--	--	-----------------------	--

			<p>《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成26年3月)</p> <p>減収額と達成目標の実現状況との対比</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額 (億円)</th> <th>個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)</th> <th>法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>520</td> <td>28.5</td> <td>75.1</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>164</td> <td>27.6</td> <td>64.9</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>243</td> <td>30.8</td> <td>70.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>本措置により、従業員20名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることが定量的に確認できる。</p> <p>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が1%増加すると、従業員一人当たりの売上が0.20%(※)増加する。</p> <p>(※)平成25年度「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の平成24年度税制利用のデータより分析 (重回帰分析結果) $LN(\text{一人当売上高}/\text{従業員数}) = 7.57^{**} + 0.076LN(\text{設備投資額}/\text{従業員数})^{**} + 0.20LN(\text{少額特例利用額}/\text{従業員数})^{**} - 1.47 \text{ダミー農林水産業}^{*} + 0.26 \text{ダミー鉱業} + 0.24 \text{ダミー建設業} - 0.02 \text{ダミー製造業} - 0.53 \text{ダミー情報通信業}^{**} - 0.33 \text{ダミー運輸業}^{*} + 0.76 \text{ダミー卸売業・小売業}^{**} + 0.83 \text{ダミー不動産業}^{**} - 0.23 \text{ダミー飲食・宿泊業} - 0.43 \text{ダミー医療、福祉業} - 0.39 \text{ダミーその他サービス業}^{**}$ (備考)*:5%有意水準、**:10%有意水準、補正$R^2=0.389$</p>	年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)	20	520	28.5	75.1	22	164	27.6	64.9	24	243	30.8	70.0
年度	減収額 (億円)	個人事業主 (従業員数20名未満の 事業者におけるパソコン の利用割合)(%)	法人 (従業員数20名未満の 企業におけるパソコン の利用割合)(%)																
20	520	28.5	75.1																
22	164	27.6	64.9																
24	243	30.8	70.0																
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としており、補助金では、事務効率向上を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき制度である。</p>																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本措置により、中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上が図られることにより、地域経済と地域雇用を支える中小企業の活力向上が図られることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>																
10	有識者の見解		—																
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年8月																

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 国税13（法人税：義・所得税：外）
2	要望の内容	【割増償却制度の延長】（法人税・所得税） 離島振興対策実施地域に類する地域としての奄美群島のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（一定の基準を満たすものに限る）に係る地区として関係大臣が指定する地区において、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備に係る割増償却制度（取得価額500万円超、機械・装置：普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%）の適用期間を1年延長する。
3	担当部局	自治行政局地域自立応援課地域振興室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成10年度 創設（機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超） 平成11年度 適用期限の2年延長（機械等12/100 建物等7/100） 平成12年度 拡充（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加） 平成13年度 適用期限の3年延長 （機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超） 平成16年度 適用期限の2年延長 " 拡充（離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加） " 除外（過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外） 平成17年度 離島振興対策実施地域に類する地区における特別償却率の引下げ（機械等10/100 建物等6/100） 平成18年度 適用期限の1年延長 平成19年度 適用期限の2年延長 " 取得価格要件の引き下げ（2,500万円超→2,000万円超） 平成21年度 適用期限の2年延長 離島振興対策実施地域に類する地区における情報通信産業等を追加（機械等10/100 建物等6/100） 平成23年度 適用期限の2年延長 " 除外（過疎に類する地区における旅館業を除外） 平成25年度 適用期限の1年延長 割増償却への変更。旅館業を追加。取得価格要件の引き下げ（2,000万円超→500万円以上）
6	適用又は延長期間	1年間
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、産業の振興、社会資本の整備等のための諸施策が、国、関係地方公共団体及び地域住民の努力により着実に実施され、各般にわたり相応の成果をあげてきた。しかしながら、本土か

			<p>ら遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、本土等との間に経済面・生活面での諸格差がまだ残されている。高齢化の進展や若年層を中心とした人口の流出等の社会面の問題も含め、奄美群島の抱える多くの課題に対応していく必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>・奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>25年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【基本計画(24年6月策定)】</p> <p>Ⅱ. 地方行財政</p> <p>2. 地域振興(地域力創造)</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>住民基本台帳に基づく将来推計をベースに、社会減少の割合が鹿児島県全体と同等に推移したと仮定した場合の、平成26年度末の奄美群島の総人口を目標値とする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>目標値 奄美群島の総人口 平成26年度末 114千人以上 (平成24年度末現在 117千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>7件(聞き取り調査をもとにした平成25、26年度の各年度適用見込み件数)</p> <p>※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
		② 減収額	<p>国税 18百万円</p> <p>※県から聞き取った平成25年度適用見込み件数をもとに以下の計算式で推算した値</p> <p>計算式：建物・附属設備及び機械・装置の設備投資額×割増償却率×所得税率・法人税率</p> <p>※H25設備投資の2年目割増償却分とH26設備投資の1年目割増償却分を合算した値</p> <p>※平成24年度以前は、制度・適用要件が異なるため参考としない。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：H25～26年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、引き続き奄美群島における産業振興に資する事業活動を支援することにより、就業機会の確保と地域における人材の育成を促進していく必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:H25～26年度)</p> <p>奄美群島の総人口の推移をみると、高齢化の進展と若年層を中心とした人口流出により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあり、平成23年度末時点の奄美群島の総人口は118,082人(対前年度比△1,421人)であった。鹿児島県による平成25年4月1日現在の推計人口は117千人であり、前回要望時の目標値である平成24年度末114千人をやや上回る結果となった。今回要望の目標値である平成26年度末総人口114千人以上を達成するためには、引き続き経済活性化及び就業機会の拡充、交流人口の拡大が必要であり、本特例措置をはじめとした各種支援措置を引き続き実施していく必要がある。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:H26年度)</p> <p>奄美群島における一人あたり所得額は全国平均の7割程度(H21年度)、有効求人倍率も全国平均0.68に対して0.53(H23年度)と厳しい状況にあり、本特例措置が延長されなかった場合には本土との経済的格差の拡大や人口流出の一層の加速が見込まれ、地域経済の自立的経済社会構造への転換を阻害することとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:H25～26年度)</p> <p>奄美群島は人口12万人の外海により隔離された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたり所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした中、特別償却制度が群島内の体力のある企業による設備投資活動の際に利用され、雇用創出につながった例も過去にあることから、割増償却についても、奄美群島における雇用創出・安定的な所得水準の確保に貢献すると考えられる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	割増償却であり、最終的な納税額に変化は生じないため、補助金と比して国庫への負担が少なく、効率的である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本特例措置による事業者支援に加え、(独)奄美群島振興開発基金による金融支援を実施しているが、当該支援は事業者が事業実施にあたって必要な資金の供給等を行うことにより一般の金融機関が行う金融を補完又は奨励するものであり、事業により取得した建物等への課税軽減を目的とする本特例措置とは明確に役割分担がなされている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地方税には関係しない。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成24年9月(平成25年度税制改正要望時)

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区における課税の特例の拡充</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p> <p>(国税8)(法人税:義)(地方税9)(法人住民税:義、事業税:義)</p>
2	要望の内容	<p>(1)国税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○沖縄の情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区の効果的な活用のための特例措置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・効果的に活用されるため、特例措置の在り方を検討し、制度の拡充を要望。 ○投資税額控除率等 <ul style="list-style-type: none"> ・今後検討される設備投資減税の内容を踏まえて要望。 ○対象事業の追加 <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業に「情報通信機器の相互接続検証事業」を追加。 ○投資税額控除の下限取得価額の引き下げ。 <ul style="list-style-type: none"> ・機械及び装置、器具及び備品等の下限取得価額を100万円へ引き下げ。 <p>(2)地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> ○情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の拡充が認められた場合、個人住民税、法人住民税(法人税割)及び事業税についても同様の効果を適用する(自動連動)。
3	担当部局	総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 沖縄情報通信振興室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年 情報通信産業振興地域 創設</p> <p>平成14年 5年間延長。情報通信産業特別地区 創設</p> <p>平成19年 5年間延長。情報通信産業特別地区における認定法人の所得控除等の5年間延長及び拡充(常時使用人数要件20名以上を10名以上へ緩和)</p> <p>平成24年 5年間延長。情報通信産業特別地区の対象地域として、うるま市を追加。また、対象業種に、バックアップセンター、セキュリティデータセンターを追加等</p>
6	適用又は延長期間	平成29年3月31日まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>スマートフォンやタブレット端末等に代表される情報通信端末の急速な進展やスマート家電等の普及により、今後、世界的に、国際競争力のある商品の開発や検証事業等の情報通信産業の伸びが見込まれている。</p> <p>このため、沖縄においても、情報通信産業の一層の高付加価値化や情報通信機器の相互接続の検証事業を行う企業等の集積等を進めることにより、沖縄における情報通信産業の発展や雇用の創出等を図り、もって沖縄における自立型経済の発展を目指す。</p>

《政策目的の根拠》

沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(目的)

第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

六 情報通信産業 情報記録物(新聞、書籍等の印刷物を除く。)の製造業、電気通信業、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業(有線放送業を含む。)、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業(インターネットを利用した通信又は情報の処理若しくは提供に関する事業活動であって政令で定めるものを行う業種をいう。)をいう。

七 特定情報通信事業 情報通信産業に属する事業のうち、情報の電磁的流通(符号、音響、映像その他の情報の電磁的方式による発信、伝送又は受信をいう。)の円滑化に資する事業、情報処理の高度化を支援する事業その他の企業等の経営の能率及び生産性の向上を図る事業であって、その事業を実施する企業の立地を図ることが情報通信産業の集積を特に促進するものとして政令で定めるものをいう。

八 情報通信技術利用事業 情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業その他の政令で定める事業をいう。

(情報通信産業振興地域の指定)

第二十八条 主務大臣は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。

2～5項 略

(情報通信産業特別地区における事業の認定)

第三十条 情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の主務大臣の認定を受けすることができる。

			<p>2～4 略</p> <p>○沖縄振興基本方針(平成24年5月11日 内閣総理大臣決定)</p> <p>2 沖縄振興の方向</p> <p>(1)沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展</p> <p>アジア地域との地理的近接性、亜熱帯という自然的特性等の沖縄の優位性を生かした産業振興を戦略的に進めていく。</p> <p>特に、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光・リゾート産業、情報通信関連産業に加えて国際物流拠点産業等を新しいリーディング産業として確立していくことにより、沖縄の自立を図るとともに、我が国の成長戦略と軌を一にして、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していく。</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(2)情報通信関連産業</p> <p>情報通信関連産業は、アジア地域との近接性やリスク分散の観点からも、沖縄が優位性を発揮し得る産業分野であり、今後も戦略的に振興を図っていくことが必要である。</p> <p>このため、沖縄の地理的優位性を活用する企業立地の促進、アジア諸国の企業等との連携の強化、グローバルな競争力を有する人材や企業の育成、クラウド時代への対応、行政分野を含む多分野のIT化の促進等を目指す。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【総務省政策評価基本計画（平成24年総務省訓令第17号）】</p> <p>V. 情報通信（ICT政策）</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業の進出数を平成33年度までに440社とする。(平成24年度:263社) ・進出企業による新規創出雇用者数(累計)を平成33年度までに4.2万人雇用とする。(平成24年度:23,741人) <p>※本地域制度は、沖縄振興特別措置法に基づいたものであるため、目標達成時期については、同法の期限と合わせ、平成33年度としたい。</p> <p>※達成目標については、沖縄振興特別措置法に基づいて沖縄県が定めた沖縄振興計画(沖縄21世紀ビジョン)の目標値を用いることとする。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報通信関連企業数の増加 ・情報通信産業就業者数の増加 <p>※新規立地企業数や雇用者数は、租税特別措置等の他、予算措置等の影響も受ける指標ではあるが、そもそも、情報通信産業振興地域・情報通信産業特別地区は、税制措置や予算措置等を総合的に組み合わせることで企業に立地インセンティブを</p>

			<p>与え、情報通信関連産業を集積させるためのものであり、企業はそれら措置を総合的に勘案して立地を判断することから、各措置の効果を切り分けることは困難。しかしながら、沖縄県が平成 24 年 7 月の企業誘致セミナーにおいて実施したアンケート調査によれば、沖縄県の投資環境で魅力を感じた点について、参加企業の 66%が「税の優遇制度」と回答しており、企業が本地域・特区へ立地するにあたり、税制措置が一定のインセンティブとなっていることが推察されるため、上記の測定指標は、達成目標の達成度を測る指標として有効であると考えられる。</p> <p>※平成 24 年度の実績は、企業数 263 社、雇用者数 23741 人。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>沖縄県の自立的経済の構築及び我が国の経済成長に寄与するような拠点形成が図られる。</p> <p>また、更なる情報通信関連産業の集積により、社会基盤としての情報通信技術の活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業への波及効果、ひいては沖縄県の産業振興に寄与することが期待できる。</p>																							
8	有効性等	① 適用数等	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等</p> <p>・平成 14～24 年度 累計 26 件</p> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">所得控除</td> <td>適用件数</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> <td>0 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投資税額控除</td> <td>適用件数</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> <td>2 件</td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除 45 百万円程度、投資税額控除 940 百万円程度の適用を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p>			H22 年度	H23 年度	H24 年度	所得控除	適用件数	0 件	0 件	0 件	控除額	0 円	0 円	0 円	投資税額控除	適用件数	2 件	2 件	2 件	控除額	259 百万円	259 百万円	286 百万円
		H22 年度	H23 年度	H24 年度																						
所得控除	適用件数	0 件	0 件	0 件																						
	控除額	0 円	0 円	0 円																						
投資税額控除	適用件数	2 件	2 件	2 件																						
	控除額	259 百万円	259 百万円	286 百万円																						
		② 減収額	<p>情報通信産業特別地区を含む情報通信産業振興地域における投資税額控除制度の適用実績等【適用数等の再掲】</p> <p>・平成 14～24 年度 累計 26 件</p> <p>(過去 3 年間の実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22 年度</th> <th>H23 年度</th> <th>H24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>259 百万円</td> <td>259 百万円</td> <td>286 百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(沖縄県による企業アンケート調査より)</p> <p>※今後、平年度で所得控除による減収額 12 百万円程度、投資税額控除による減収額 940 百万円程度を見込む。(上記達成目標の実現等の仮定の下での試算)。</p> <p>※「租税特別措置の適用実態調査」は平成 23 年度の実績のみであるため、平成 22 年度、平成 24 年度の実績も把握可能な沖縄県調査を活用した。</p>		H22 年度	H23 年度	H24 年度	減収額	259 百万円	259 百万円	286 百万円															
	H22 年度	H23 年度	H24 年度																							
減収額	259 百万円	259 百万円	286 百万円																							
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 10 年～平成 33 年)</p> <p>本措置は新規立地企業の初期投資負担を軽減するものであり、情報通信産業の集積を促し、同産業への雇用の確保に寄与している。</p>																							

			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <p>前回要望時(平成23年度)の目標等</p> <p>平成23年度時点で、情報通信産業振興地域への進出企業数は237社であり、平成23年度目標の200社を達成している。</p> <p>また、進出企業による雇用者数が20,212人に達している。一方で、平成23年度の県内における情報通信関連産業の雇用者数の数値目標は33,700人であるのに対して平成22年度時点での県内実績は25,339人となっている。しかし、現在の数値目標が平成20年3月に22,400人から上方修正された目標であり、かつ、同年9月に生じたリーマンショックによって全世界的な大幅な景気後退が生じた経済情勢等を考慮すると、見直し前の当初目標を達成している現状は相当の成果を得ていると判断される。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <p>効果・達成目標の実現のとおり、施策効果は発揮されているところ情報通信産業振興地域制度が拡充又は延長されなかった場合その効果が減じられ、沖縄振興審議会にもある、観光産業に続くリーディング産業である情報通信産業の振興による経済発展が阻害される可能性が高い。特に、今後一層の集積に加えて、関連企業の高付加価値化による経営基盤等の強化を図っていくことが必要であり、租税特別措置の拡充延長が必要不可欠である。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成10年～平成33年)</p> <p>○情報通信関連産業全体の県内生産額の増加 1,391億円(平成12年度) → 3,482億円(平成23年度)</p> <p>○雇用者数の増加 8,600人(平成12年度) → 23,741人(平成24年度)</p> <p>○県外からの誘致企業数(累計) 54社(平成14年7月末) → 263社(平成24年度)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>情報通信関連産業は、沖縄におけるリーディング産業となっており、情報通信振興地域制度に係る税制インセンティブの強化を行うことにより、投資促進とともに、社会基盤としての情報通信技術の利活用を通じて、観光産業をはじめとする他の産業の高度化・多様化への波及効果に寄与し、新たな雇用の創出及び積極的な人材育成を図ることができる。また、税制の活用は、沖縄振興特別措置法(第31条 課税の特例等)に明示されているものである。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—

10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	前回の事前評価実施時期:平成 23 年度